食品安全委員会第1040回会合議事録

１．日時　令和８年10月27日（火）　14：00～14：10

２．場所　第一会議室

３．議事

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・器具・容器包装　１品目

（消費者庁からの説明）

脂肪酸及びトリメチロールプロパンからなるエステル

（２）その他

４．出席者

（委員）

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員

（説明者）

消費者庁　髙江食品衛生基準審査課長

（事務局）

尾﨑事務局長、前間事務局次長、諏訪総務課長、黒羽評価第一課長、
國保評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、
田中評価情報分析官、蟹江評価調整官

５．配付資料

資料１　食品健康影響評価について＜脂肪酸及びトリメチロールプロパンからなるエステル＞

資料２　食品安全委員会の運営について（令和８年７月～令和８年９月）

６．議事内容

○祖父江委員長　ただ今から第1040回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は７名の委員が出席です。

また、消費者庁の髙江食品衛生基準審査課長に御出席をいただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1040回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○諏訪総務課長　それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は２点ございます。

資料１が「食品健康影響評価について＜脂肪酸及びトリメチロールプロパンからなるエステル＞」、資料２が「食品安全委員会の運営について（令和８年７月～令和８年９月）」。

以上でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

○祖父江委員長　続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○諏訪総務課長　事務局におきまして、委員の皆様に御提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○祖父江委員長　確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○祖父江委員長　それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料１にありますとおり、内閣総理大臣から10月21日付で器具・容器包装１品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、第24条第３項に基づく本諮問について、消費者庁の髙江食品衛生基準審査課長から御説明をお願いいたします。

○髙江食品衛生基準審査課長　本日、お時間いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、今回諮問させていただきます内容について御説明させていただきます。

本諮問の内容でございますけれども、食品衛生法第18条第１項の規定に基づき、食品、添加物の規格基準別表第１に「脂肪酸及びトリメチロールプロパンからなるエステル」を引き続き規定することについて、貴委員会の御意見を求めるものでございます。

本件は、食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質について、個別

の食品健康影響評価をお願いする最初の諮問となります。そのため、まず経緯と評価依頼計画の内容について御説明させていただき、その上で、今回の評価対象物質の概要について御説明をさせていただきます。

まず、諮問書の別紙「【通し番号383】脂肪酸及びトリメチロールプロパンからなるエステル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価についてを御覧ください。

食品衛生法等を一部改正する法律によりまして、器具・容器包装についてポジティブリスト制度が令和２年６月から導入されております。食品衛生法第18条第３項の政令で定める合成樹脂の材質の原材料であって、これに含まれる物質につきましては、食品、添加物の規格基準の「第３　器具及び容器包装」の「Ａ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」の第８款で定める別表第１に掲載されております。

これに含まれる物質のうち令和２年６月１日よりも前に国内で使用されている、いわゆる既存物質でございますけれども、これに関します個別の食品健康影響評価につきましては、令和８年５月開催の食品安全委員会及び令和８年６月開催の器具・容器包装専門調査会に御報告いたしました「器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質に関する食品健康影響評価依頼計画」に基づいて実施されることとしております。

続きまして、参考資料の評価依頼計画の２ページ目の４．のところについて御説明をいたします。令和７年６月及び同年12月に開催されました消費者庁の食品衛生基準審議会器具・容器包装部会におきまして、別添２のとおり既存物質のリスク評価の方針を報告し、確認されたところでございます。具体的には、既存物質のうち、物質群１から４については、国内外でリスク評価がなされていること等から、リスク評価の優先度が著しく低いと考えられるとされております。また、物質群５については、ばく露量またはばく露機会が少ないと考えられる物質であることから、一定の安全性が確認されていることを踏まえますと、基本的には現行のリスク管理水準において健康被害が発生する可能性は低いと考えられます。これらのことから、物質群１から５につきましては、現時点においては、個別のリスク評価は行わず、対象物質による健康影響等に関する情報収集を適宜行い、必要に応じて食品健康影響評価を御依頼させていただくとしております。また、まずはリスク評価の優先度が高いと考えられる物質群６に該当する添加剤42物質について、こちらは知見が収集されたものから年間四、五物質程度を目途に、食品安全委員会に食品健康影響評価を御依頼させていただく予定としております。これにより、８年から10年程度の期間で、優先度が高いと考えられる物質の評価を完了させるという方針となっております。

諮問書の別紙に戻っていただければと思います。既存物質のリスク評価依頼に必要な知見の収集整理につきましては、国立医薬品食品衛生研究所に依頼して行ってきたところでございますが、今般、この物質群６に当たる既存物質の一つである「脂肪酸及びトリメチロールプロパンからなるエステル」につきまして、同研究所内に設置された検討会から「器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質の健康影響に関する報告書」が提出されたということで、その内容を踏まえまして、今回、貴委員会に諮問を行うものでござ

います。

今回、健康影響評価を依頼させていただく物質については、毒性とばく露量による階層的アプローチにより優先度分類を行った結果、リスク評価の優先度が高い物質群であります物質群６に分類されているものでございます。

評価対象物質の概要について、次ページを御覧いただければと思います。今回諮問を行う物質は、添加剤として別表第１第２表の通し番号383に掲載されております「脂肪酸及びトリメチロールプロパンからなるエステル」でございます。

トリメチロールプロパンは、１つの分子に水酸基を３つ持つ多価アルコールでございます。この水酸基に脂肪酸が結合したエステルが本物質となります。脂肪酸の結合数により、モノエステル、ジエステル、トリエステルがございまして、本物質は、これらを含む物質群として掲載がされております。使用制限は、材質区分１が１％、材質区分２から５は３％となっております。本物質は、材質区分１から５までの幅広い合成樹脂に使用が認められております。脂肪酸は炭素数が８から18までのもの及びそれらの混合物に限るという特記事項がついております。

ポジティブリスト策定時にリスト掲載を希望した事業者が実際に取り扱っている化学物質のCAS番号としては、消費者庁ウェブサイトに参考情報として掲載している内容で、御覧のとおりでございます。

以上のとおり、今回の評価対象物質を規格基準別表第１に引き続き規定することについて、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○祖父江委員長　ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、器具・容器包装専門調査会において審議することといたします。

髙江課長、どうもありがとうございました。

（２）その他

○祖父江委員長　ほかに議事はありませんか。

○諏訪総務課長　令和８年７月から９月までの四半期における食品安全委員会の運営実績について、資料２のとおり取りまとめておりますので、御報告いたします。

以上でございます。

○祖父江委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、11月10日火曜日14時から開催を予定しております。

また、来週、11月２日月曜日10時から「添加物専門調査会」が開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1040回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。